

豊後大野市建設工事成績評定要領

(目的)

第1 この要領は、豊後大野市が実施する建設工事成績評定（以下「評定」という。）に関し必要な事項を定めることにより、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって契約の相手方の適切な選定及び建設業の健全な発展に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2 評定の対象とする工事は、原則として1件の最終設計金額が500万円以上の工事とする。ただし、損料、賃料の支払いのみ等で、施工を伴わない工事は評定の対象外とする。

(評定者)

第3 評定を行う者（以下「評定者」という。）は、工事の監督員及び検査員とする。

(評定の方法)

- 第4 評定は、監督、検査その他必要な事項について、工事ごと、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。
- 2 評定の結果は、工事成績評定表（様式第1。以下「評定表」という。）に記録するものとする。
 - 3 評定は、工事成績採点表（様式第2）により行うものとする。
 - 4 受注者から、工事における創意工夫、社会性等に関する実施状況を示す資料が提出された場合、これらを評価の対象とすることができる。

(評定の時期)

第5 評定を行う時期は、検査員にあつては完成検査及び出来形検査を実施したとき、監督員にあつては工事が完成したときとする。

(評定表の提出)

第6 評定者は、評定を行ったときは、遅滞なく発注者に評定表を提出するものとする。

(評定結果の通知)

第7 発注者は、評定者から評定表の提出があつたときは、遅滞なく、当該工事の受注者に対して、工事成績評定通知書（様式第3及び別表1）により評定結果を通知するものとする。

(評定の修正)

第8 発注者は、第7の通知をした後、当該評定を修正する必要があると認めるときは、評定を修正しなければならない。

2 発注者は、前項の修正を行ったときは、遅滞なく、その結果を当該工事の受注者に通知するものとする。

(説明請求等)

第9 第7又は第8による通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日以内に書面により契約担当者に対して、評定の内容について説明を求めることができる。

2 発注者は、前項の規定により説明を求められたときは、速やかに、工事成績評定点に係る回答書(様式第4)により回答するものとする。この場合において必要と認めるときは、発注者は、豊後大野市建設工事成績評定評価委員会に意見を求めることができる。

3 豊後大野市建設工事成績評定評価委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行し、同日以降に契約する工事について適用する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領の改定は、令和元年8月1日から施行し、令和元年8月1日以降に完成した工事について適用する。